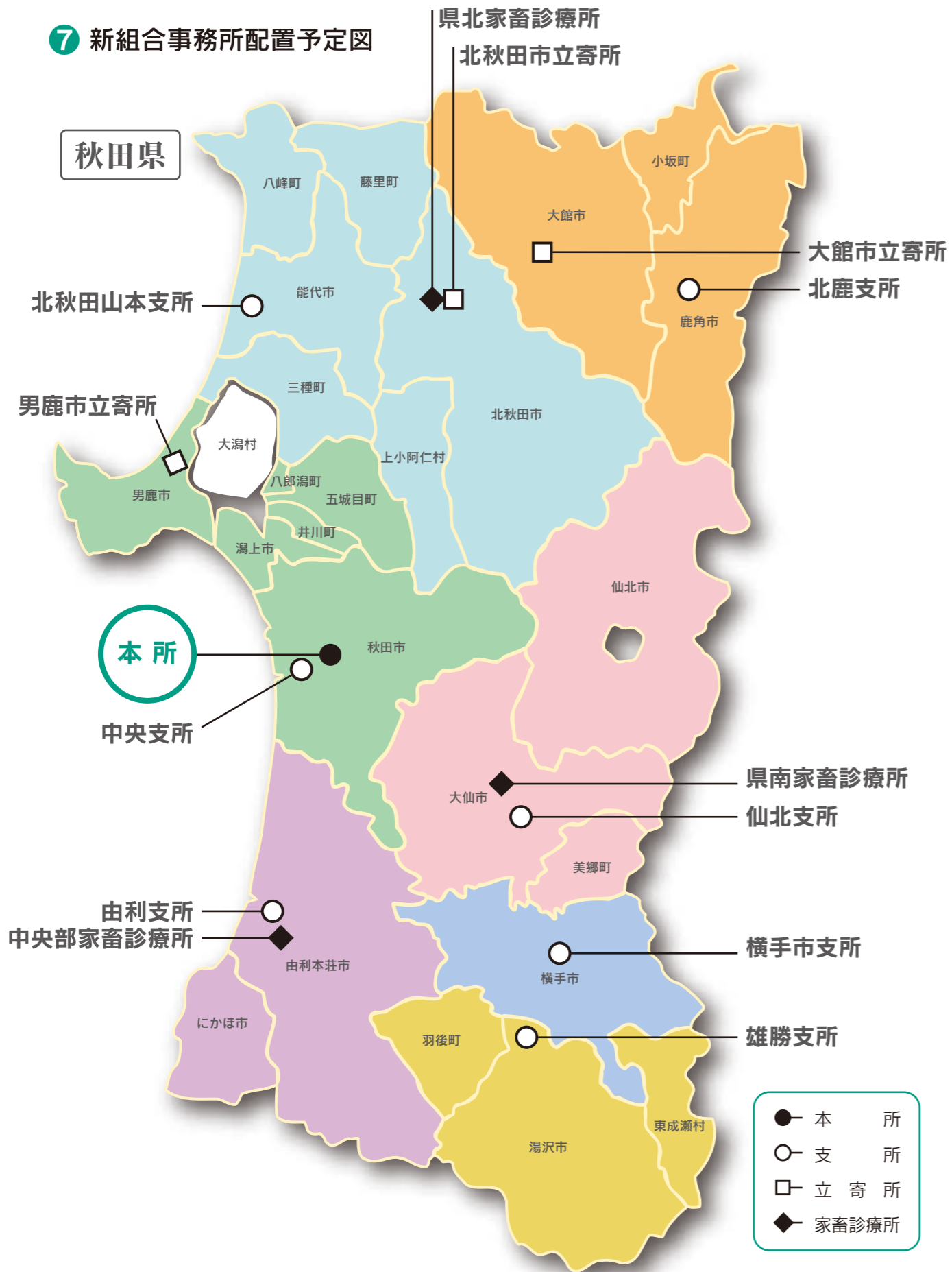


7 新組合事務所配置予定図



令和2年6月  
秋田県のNOSAIはひとつになります



農家・組合員のために安心ネットを広げます。

秋田県農業共済組合合併協議会

秋田県農業共済組合  
018-825-7311

由利農業共済組合  
0184-24-3301

秋田県農業共済組合連合会  
018-884-5222



# NOSAIがひとつになります

秋田県農業共済組合と由利農業共済組合は、令和2年6月の合併に向けて、合意された「基本事項」を基に協議を進めています。



## 合併契約は 令和2年1月に

2組合と連合会の3者による合併協議は順調に進み、令和2年1月24日に合併予備契約の締結調印を行うことになりました。

## 事務費賦課金は 据え置き

組合合併後の3年間は現在の組合の賦課単価を維持します。  
その後は、コスト削減に努め、据え置きか、引き下げを検討します。

## 役員数を削減します

組合合併後の1期目(1年間)は、現在の組合役員数(理事48人、監事7人)をそのまま維持します。

2期目は3年任期とし、理事23人、監事4人と大きく削減します。

3期目以降の役員(理事、監事)数は、新組合において検討します。

## 掛金の上昇を抑制

2組合が合併することで事業の加入母集団が大きくなり、危険分散が図られることから、被害発生による掛金の上昇を抑制できます。

また、すべての事業で個人別の掛金となる「危険段階別共済掛金率」を設定するため、被害が少なければ、年々、掛金が安くなるなど、分かりやすい仕組みを継続します。

## 合併の基本事項

- ① 合併予定期日 令和2年6月1日
- ② 合併の区域 秋田県内の市町村(大潟村除く)
- ③ 合併の方法 対等合併による新組合の設立
- ④ 組合の名称 秋田県農業共済組合(呼称 NOSAI秋田)
- ⑤ 事務所 新組合本所は秋田市中通三丁目4番50号(現連合会の事務所)に設置します。合併時の秋田県農業共済組合支所並びに由利農業共済組合事務所を新組合の支所、立寄所は立寄所、連合会の家畜診療所も新組合の家畜診療所とし、それぞれの区域を継続します。

## ⑥ 組織関係

### ■ 総代定数

(単位:人)

組合名	現行定数	第1期 (令和3年3月まで)	
		第1期 (令和3年4月~令和6年3月)	第2期 (令和3年4月~令和6年3月)
秋田県	222	222	184
由利	153	76	23
計	375	298	207

※ 第1期は、本県のこれまでの合併時総代数における経過措置を踏襲し、県組合は現行のまま、由利組合は現行の半数の76名とします。  
第2期は、原則として組合員300人に対して1人の割合で決めました。  
第3期以降については、農業情勢、事業状況並びに組合員数の動向を勘案し、新組合において検討します。

### ■ 役員定数

(単位:人)

組合名	現行定数		第1期 (令和2年6月~令和3年5月)		第2期 (令和3年6月~令和6年5月)	
	理事	監事	理事	監事	理事	監事
秋田県	37	4	37	4	20	3
由利	11	3	11	3	3	1
計	48	7	48	7	23	4

※ 第3期以降については、農業情勢、事業状況並びに組合員数の動向を勘案し、新組合において検討します。  
・ 損害評価委員会委員と損害評価員は当面、現在の委嘱者数を維持します。  
・ 共済部長は、現在の地区ごとの人数を維持します。  
・ 職員は合併時に在職する職員をすべて新組合に承継しますが、将来的には事業量に見合った人員とします。

## ■ 平成31年3月31日現在の組合と連合会のすがた

組合等名	組合員数 (人)	事業規模点数 (点)	補償金額 (億円)	共済金支払用 積立金(百万円)
秋田県農業共済組合	55,014	1,284,892	10,910	2,888
由利農業共済組合	6,571	158,257	1,480	303
秋田県農業共済組合連合会	—	—	—	12,632
全県合計	61,585	1,443,149	12,390	15,823

※事業規模点数とは、組合の事業規模を表すための指標です。